

## 議案第71号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定期間を変更することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせている公の施設の名称  
あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」
- 2 指定管理者である団体  
所在地 南あわじ市八木養宜上1401番地  
名 称 南淡路農業公園株式会社  
代表取締役 喜田 憲和
- 3 指定の期間  
【変更前】 令和4年4月1日から令和7年3月31日  
【変更後】 令和4年4月1日から令和6年11月30日

